

平成 25 年 10 月 23 日
農林水産部農村振興課

東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置について

東日本大震災の復旧・復興事業の本格化により、復旧・復興事業に従事する労働者が宿泊施設を近隣で確保できない地域が生じています。

このような地域においては、復旧・復興事業を円滑に進めるための工事に従事する労働者の宿舎を新たに確保する必要があることから、請負工事で労働者宿舎を設置することについての「試行要領」を定めました。

記

1 対象工事

対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

- (1) 宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事であること。
- (2) 適用日において契約締結済み又は適用日以降に当初請負契約を締結する工事で、適用日以降に宿舎の設置について事前協議する案件であること。
- (3) 発注者が、工事規模及び工事箇所近隣の宿泊施設等の状況を考慮した上で選定する工事であること。
- (4) 共通仮設費(率計上分)に労働者宿舎の設置・撤去費用が含まれていない工種の工事であること。

2 適用年月日

平成25年10月23日から適用する。

3 土地改良事業等請負工事積算基準で、共通仮設費(率計上分)に労働者宿舎の設置・撤去費用が含まれていない工種は次のとおりある。

- | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ほ場整備工事 | <input type="checkbox"/> 畑かん施設工事 |
| <input type="checkbox"/> 農道工事 | <input type="checkbox"/> 海岸工事 |
| <input type="checkbox"/> 水路工事 | <input type="checkbox"/> コンクリート補修工事 |
| <input type="checkbox"/> 河川及び排水路工事 | <input type="checkbox"/> その他土木工事(1) |
| <input type="checkbox"/> 管水路工事 | <input type="checkbox"/> その他土木工事(2) |

※詳しくは、次頁以降の「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領」をご覧ください。

東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領

東日本大震災の復旧・復興事業の本格化により、復旧・復興事業に従事する労働者が宿泊施設を近隣で確保できない地域が生じている。

このような地域においては、復旧・復興事業を円滑に進めるため工事に従事する労働者の宿舎を新たに確保する必要があることから、請負工事で労働者宿舎を設置することについて「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置の積算方法等に関する試行について、農林水産部（農業農村整備事業）においては（平成25年2月25日付け事務連絡）、農林水産部（森林整備保全事業）においては（平成25年3月18日付け24林整計第216号）、農林水産部（漁港漁場関係工事）においては（平成25年3月6日付け24水港第3125号）、土木部においては（平成25年2月22日付け国技建8号）」に基づき、必要な事項「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領」（以下「試行要領」という。）を定めるものである。

この「試行要領」により、宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事で労働者宿舎を設置する場合には、共通仮設費の積上げ分として宿舎の設置・撤去に要する費用を計上することができるものとする。

1 対象工事

対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

- (1) 宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事であること。
- (2) 適用日において契約締結済又は適用日以降に当初請負契約を締結する工事で、適用日以降に宿舎の設置について事前協議する案件であること。
- (3) 発注者が、工事規模及び工事箇所近隣の宿泊施設等の状況を考慮した上で選定する工事であること。
- (4) 共通仮設費（率計上分）に労働者宿舎の設置・撤去費用が含まれていない工種の工事であること。

2 労働者宿舎建設

- (1) 労働者宿舎の調達はリース契約とする。
- (2) 労働者宿舎の設置にあたり、工事請負契約後に必要事項（地域内に宿泊施設を確保出来ない理由等宿舎建設の意向、室数等の規模、設備等）について事前協議することとする。なお、労働者宿舎の仕様は、別に定める「労働者宿舎仕様基準」によるものとする。
- (3) 労働者宿舎建設に要する費用のうち「労働者宿舎仕様基準」に示す標準仕様（以下「標準仕様」という。）については、発注者が複数の見積りを徴収し、適切な労働者宿舎建設費用を計上するものとする。
- (4) 発注者は、建物費の計上にあたり、見積りや図面などから「必要と認められない設備等」が含まれていないかを精査し、適正な部分のみ計上するものとする。なお、対象外と判断した設備等で、受注者が必要とする場合は受注者負担（撤去含む）とする。
- (5) 「標準仕様」以外の給排水関係又は外構等は、最終精算変更時点で精算できるものとし、受

注者は最終精算変更時点において、建物費に要した金額を証明する書類（領収書、領収書等のないものは金額の適切性を証明する金額計算書等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (6) 受注者は、労働者宿舍の仕様に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。
- (7) 受注者は、当該宿舍を使用できない等の理由により、やむを得ず労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合等については、「被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準」（以下「間接費の実績変更の運用」という。）に基づく「宿泊費」又は「借上費」を請求できるものとする。ただし、「建物費」と重複した請求と認められる場合は「間接費の実績変更の運用」の対象外とする。
- (8) 労働者宿舍に必要な用地は、受注者が確保するものとし、借地料が必要となる場合は、「試行要領」における「3 労働者宿舍維持管理（12）」によるものとする。
- (9) 受注者は、労働者宿舍建設完了時に、「労働者宿舍仕様基準」に定める事項について、監督職員の立会を受けるものとし、あらかじめ立会願いを所定の様式により監督職員に提出しなければならない。
- (10) 受注者は、前項の規定の立会に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、当該工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。
- (11) 建物費の範囲は、下記に示す労働者宿舍の設置費、リース費及び撤去費（建物費で計上した部分のみ）とする。ただし、使用後に宿舍を引継ぐ場合は、撤去費は計上しないものとする。

建物費として計上出来るもの

- (ア) 宿舍（標準仕様部分）
- (イ) 付帯設備（各室、共用）
- (ウ) 厨房室※)
- (エ) 外構等※)
- (オ) 給排水関係※)
- (カ) 宿舍の撤去費用
- (キ) 宿舍に関わる設備撤去費用（給排水関係等）

注) 上記の付帯設備（各室、共用）に要する費用は、「建設業附属寄宿舍規程（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舍に関するガイドライン（厚生労働省）」により規定された設備が対象となる。

※) (ウ), (エ) 及び(オ) は、受発注者の協議により、必要に応じて計上できるものとする。

建物費として計上出来ないもの

- (ア) 消耗品費
- (イ) 管理人等給与等
- (ウ) 労働者宿舍の維持・補修に要する費用、用地の借料及び固定資産税等の租税公課等

注) 上記(ウ)に該当する費用は「共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）」に含まれている。

- (13) 疑義が生じた場合は随時協議するものとする。

3 労働者宿舎維持管理

- (1) 「試行要領」による当該宿舎の設置，維持管理，撤去は，受注者が行うものとする。
- (2) 発注者は，受注者が適切に労働者宿舎を管理するよう，受注者へ適正に指導するものとする。
- (3) 当該宿舎は当該工事に従事する労働者のための宿泊施設であり，当該工事に従事する労働者以外には使用できない。ただし，当該工事の受注者が，別途受注した「試行要領」における「1 対象工事（2）及び（3）」に該当する宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事に従事する労働者が当該宿舎使用を希望する場合は，発注者及び受注者の協議によりこれによらないことができるものとする。
- (4) 宿舎管理において，訴訟等の問題が発生した場合は受注者の責任において速やかに解決すること。
- (5) 受注者は，労働者宿舎の引き払い時期について，工事打合せ簿に，「労働者宿舎利用報告書（様式1）」を添付して監督職員に提出し，発注者へ報告するものとする。
- (6) 発注者は，前項の報告を受けて，関係機関等に労働者宿舎利用希望について照会し，当該宿舎の管理・運営を引継ぐ別工事を選定するものとする。
- (7) 前項において，引継ぐ工事が無い場合は，当該工事において宿舎を撤去するものとする。
- (8) 当該工事完了後の労働者宿舎の取扱い（撤去又は引継ぎ）については，当該工事完了の概ね2ヶ月前までに受注者及び発注者の協議により決定するものとする。
- (9) 労働者宿舎を引継ぐ場合は，受注者は発注者が指定する者へ引き継ぐものとする。
- (10) 受注者は，労働者宿舎撤去又は宿舎引き払い完了時に，監督職員の立会を受けるものとし，あらかじめ立会願いを所定の様式により監督職員に提出しなければならない。
- (11) 受注者は，前項の規定の立会に臨場するものとし，監督職員の確認を受けた書面を，当該工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。
- (12) 現在運用している「間接費の実績変更の運用」に基づく被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更を行う場合は，「労働者宿舎の維持・補修に要する費用」及び「租税公課」を加えた下記に示す費用（以下「労働者宿舎実績変更対象費」という。）とし運用することとする。

構成費目		率分に含まれる主な項目
営繕費	借上費	・建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 ・支給した交通費 労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

(13) 発注者は、宿舎建設協議時に、当該工事の設計額における共通仮設費及び現場管理費に対する「労働者宿舎実績変更対象費」を、工事打合せ簿にて受注者に通知するものとする。

また、契約変更を行う場合（契約金額が変更となる場合）は、その都度、変更となる「労働者宿舎実績変更対象費（見込み額）」を受注者に通知する。

(14) 受注者は、「労働者宿舎実績変更対象費」を請求する場合は、工事打合せ簿に、「労働者宿舎等に係る実績報告書（様式2）」及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を添付して監督職員に提出し、実績変更の内容について協議する。（なお、提出期限は協議のうえ決定する。）

(15) 疑義が生じた場合は随時協議をすることとする。

4 当該工事受注者への周知及び協議

当該工事受注者へ「試行要領」の対象工事である旨を、工事打合せ簿にて通知し、労働者宿舎建設について協議する。

5 その他

(1) 受注者の責めによる工事工程等の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(2) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

附則

この試行要領は、平成25年10月23日から適用する。

労働者宿舎利用報告書

年 月 日

発注者

受注者



平成 年 月 日契約の〇〇〇〇〇〇工事の労働者宿舎利用期間について下記のとおり報告します。

記

工 事 名	〇〇〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇市〇〇地内
工 期	平成 2 5 年 8 月 〇 日 ~ 平成 2 7 年 3 月 〇 日
労働者宿舎設置場所	〇〇〇町〇〇〇地内
労働者宿舎利用戸数	1 0 0 戸
労働者宿舎引き払い時期	平成 2 7 年 1 月 〇 日

労働者宿舎等に係る実績報告書

年 月 日

発注者

受注者

④

平成 年 月 日契約の〇〇〇〇〇〇〇工事の労働者宿舎等に係る実績報告書を提出します。

費 目	費 用	内 容	支払額（税抜き）	
共 通 仮 設 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	円	
	宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用	円	
	労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	円	
	労働者宿舎の維持・補修に要する費用	労働者宿舎の維持・補修に要する費用	円	
		用地の借地料	円	
小 計		円		
現 場 管 理 費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	円
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	円
	租税公課	租税公課	固定資産税等の租税公課等	円
	小 計		円	
合 計			円	

労働者宿舎 仕様基準

共 通	
仕 様	仕様は、本基準によるほか、「建設業附属寄宿舍規定（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舍に関するガイドライン（厚生労働省）」による標準的な仕様とする。 また、必要な設備についても設けるものとする。
耐久性	供用期間は原則として3～5年間を想定し、十分な耐久性を確保するものとする。
法令遵守	宿舎建設に関わる関係法令等を遵守すること。その手続きは、受注者が行うこと。 建築基準法上の取扱いは、建築基準法第6条第1項による建築確認によること。 関係法令等・・・労働基準法（寄宿舍規則の届出）、消防法、電力・ガス供給、電話線引込及び上下水道接続関係等
標準仕様	
配 置	複数棟を設ける場合には、隣棟間隔を4～6mとすること。
構 造	構造形式は任意とするが、各種荷重、風圧、地震の震動等に対する所要の安全性を確保するものとする。
階 数	2階建てを標準とする。
間取り	1棟当たり20室又は30室を標準とする。 共用部は、浴室、便所、洗面室、洗濯乾燥室、食事室（厨房室併設可）、くつ・雨具等収納スペースを設けること。 各室は、洋室とし、半畳程度の物入を設置すること。
面 積	一室3畳（物入除く。）程度以上とし、個室を標準とする。
断熱材	外部に面する各部位毎に所要の断熱性能を確保するものとする。 ・天井：グラスウール 10K t=100mm 相当以上 ・壁：グラスウール 10K t=100mm 相当以上 ・床：グラスウール 10K t=50mm 相当以上
開口部	各室の外部に面する開口部建具は、二重サッシ又はペアガラスとする。
シックハウス	使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮するものとする。
暖冷房	暖冷房用のエアコンを各室に1台設置する。
必要に応じて追加する工事に関する仕様（協議により、追加計上）	
給 水	受水槽については、適宜設置する。
排 水	汚水排水処理は、原則として浄化槽方式とする。
外構等	駐車場は、原則として、宿舎室数分以内の駐車スペースとする。
その他	隣地及び敷地地盤の状況等により、対策を講ずる必要がある工事

※ 上記仕様により難しい場合は、受発注者の協議により仕様を定めることができるものとする。

■ 宿舎建設の流れ

【参考】

工事契約締結(A社)



受発注者協議
(宿舎建設意向確認等)



宿舎建設変更契約
(A社⇔リース会社、リース期間: 工事期間)



受発注者協議
(宿舎撤去・引継等)



宿舎撤去



工事完了

概ね2か月



工事契約締結(B社)



受発注者協議
(宿舎建設意向確認等)



宿舎リース変更契約
(A社→B社⇔リース会社、リース期間: 工事期間)



受発注者協議
(宿舎撤去・引継等)



宿舎撤去



工事完了

概ね2か月



宿舎引継可能



リース契約引継(B社→○)